

令和 5 年 1 月 21 日 開催

令 和 5 年  
改選後第 7 回  
函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

## 令和 5 年改選後第 7 回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 12 月 21 日 (木) 開会 14:00 閉会 15:00

2 開催場所 函館市役所 8 階大会議室

3 出席委員

|    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 議長 | 立藏 義春 | 5番 | 八戸 千修  |
| 1番 | 川村 稔  | 6番 | 山田 美代子 |
| 3番 | 佐藤 勉  | 7番 | 近江 政夫  |
| 4番 | 大槻 寅男 | 8番 | 菅原 秀樹  |
|    |       | 9番 | 西浦 克彦  |

以上 9 名

4 事務局出席者

|      |       |      |        |
|------|-------|------|--------|
| 次長   | 吉田 浩樹 | 主任主事 | 笠原 未帆  |
| 農地課長 | 石岡 正直 | 主事   | 佐々木 将汰 |
| 主査   | 中村 俊大 |      |        |

以上 5 名

5 付議事項

- 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について
- 議案第 5 号 荒廃農地に係る農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断について
- 議案第 6 号 函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第 3 条第 2 項の規定による農業委員会が定めた日について
- 議案第 7 号 函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について
- 報告第 1 号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
- 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出の受理に係る報告について

14：00 開会

議長（立藏会長）

ただいまより、令和5年改選後第7回農業委員会総会を開会いたします。  
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。  
委員ならびに事務局職員は、ご起立願います。  
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（立藏会長）

ご着席願います。  
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案7件、報告2件、計9件となっております。  
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。  
それでは、本日の日程に進みます。  
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員には、4番、大槻委員、7番、近江委員の両名を指名いたします。  
よろしくお願ひいたします。  
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。  
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。  
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を、ご説明申し上げます。  
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。  
3ページをお開き願います。  
番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、3千699平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。  
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。  
記載の3名の農業委員にて、12月14日に現地調査を行っております。  
なお、このページの下段が箇所図となってございます。

続きまして、4ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、101平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

記載の3名の農業委員にて、12月14日に現地調査を行っております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番、川村委員からご報告願います。

1番（川村委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」、番号1および番号2に係る現地調査結果ですが、この案件について、山田委員、菅原委員と私を合わせた農業委員3人と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は周りを畠に囲まれた場所に位置し、令和4年12月に非農地と判断された土地であり、現況は、耕作によらず雑草が繁茂、かん木類が生育した原野状態がありました。

番号2について、申請地の隣接地は、令和5年6月に農地法第5条による転用許可を受けた土地になっているほか、周りは駐車場に利用された雑種地になっており、現況は、耕作によらず雑草が繁茂した狭小な土地であることから、雑種地状態でした。

のことから、番号1および番号2について、農地・採草放牧地以外と証明することが相当と判断しました。

以上、議案第1号、番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、願い出のとおり証明することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、願い出のとおり証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（立藏会長）

異議なしと認め、願い出のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第3条第1項の規定により、8件の賃貸借の許可申請があつたので、審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、4千792平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、7ページが箇所図、8ページが調査書となってございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計、2万678平方メートルのうち1万9千171平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、10ページが箇所図、11ページが調査書となってございます。

続きまして、12ページをお開き願います。

番号 3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、9千692平方メートルのうち6千平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、13ページが箇所図、14ページが調査書となってございます。

続きまして、15ページをお開き願います。

番号 4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、2万1千387平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、16ページが箇所図、17ページが調査書となってございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

番号 5についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万5千168平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、19ページが箇所図、20ページが調査書となってございます。

続きまして、21ページをお開き願います。

番号 6についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、3筆合計、2万2千459平方メートルのうち1万9千823平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、22ページが箇所図、23ページが調査書となってございます。

続きまして、24ページをお開き願います。

番号 7についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、2万5千598平方メートルのうち2万3千883平方メートル、権利の種類は賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、25ページが箇所図、26ページが調査書となってございます。

続きまして、27ページをお開き願います。

番号 8についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、6千958平方メートル、権利の種類は使用賃借権で、貸主、借主は記載のとおりでございます。

申請理由は、貸主が相手方要望、借主が経営の拡大となっております。

なお、28ページが箇所図、29ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番、川村委員からご報告願います。

1番（川村委員）

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号1から番号8に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1から番号8について、農地の賃借権設定および使用貸借権設定に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、借主の事業計画内容や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1から番号8についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、許可することが相当かどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

7番（近江委員）

はい。

議長（立藏会長）

近江委員、どうぞ。

7番（近江委員）

権利の内容で、賃借権と使用貸借権の違いは何か。

議長（立藏会長）

次長、どうぞ。

事務局（吉田次長）

賃借権はいくらでという契約で、使用貸借権は無償で貸付することになる。

7番（近江委員）

そういうことであれば、賃料を書いてもいいのではないか。

前に書いていたような気がする。

それと、利用期間で何年から借りました、5年経ちました、再賃借権を結びますとかがない。これだと何が何だかわからない。

農地法第3条の許可申請はこうなるか、利用権の設定の申請とは違うと思うが。

事務局（吉田次長）

利用集積の場合は記載しているが、3条の場合は記載していない。

7番（近江委員）

だから聞いている。

議長（立藏会長）

個々に知りたいということなのか。

7番（近江委員）

8件の物件があるが、いつから使って何年間借りますということもないし、賃料の記載もない、これって何ですかということ。

ただ申請を許可するだけなのか、何が何だかわからない。

事務局（吉田次長）

許可日から5年となっていますが、事務局で確認してからご説明します。

議長（立藏会長）

暫時、休憩とします。

議長（立藏会長）

再開したいと思います。（14時24分再開）

では、ただいまの件について、次長の方から説明をお願いいたします。

事務局（吉田次長）

さきほどの近江委員からの質問について、3条につきましては、これまで記載していない形です。

今後、農業會議等にも確認しまして、契約年月日だとか賃料だとかを記載するか検討していきたいと思います。

よろしくお願いします。

7番（近江委員）

それはいいが、今回は何で3条の案件になったのか。

いつから借りて何年間借りますっていうのが、普通、賃借権になるのではないのか。これ、いつからいつまでなのか。

事務局（吉田次長）

許可日から5年間で、その後、何もなければ自動更新になる。

7番（近江委員）

この人は、現在進行形であり、もう、何年も借りている。

たまたま、今回、法人になったから出してきたのか、その辺の経緯をきちんと説明してもらいたい。

事務局（吉田次長）

今回は、法人としてきちんと申請してきた形です。

7番（近江委員）

今後、何年借りるのか、今、5年間と言っていたが、そういう文言が出てこない。今後、どうするのか。

事務局（吉田次長）

今後、その辺は調べまして、記載することにしたい。

7番（近江委員）

何で利用権の設定の方でやらなかつたのか。

事務局（吉田次長）

担当の方から説明します。

事務局（佐々木主事）

私の方からご説明いたします。

利用集積計画で利用権設定ができなかつたのかというご質問についてですが、個人としては認定農業者の資格がありますので、個人で権利設定する場合は、利用集積による案件になったところであります。

今回、法人化したことでの認定農業者の資格がない状態となっております。

このため、利用集積による権利設定が使えず、第3条による申請となつたものでございます。

議長（立藏会長）

近江委員、理解いただけましたでしょうか。

7番（近江委員）

最初からそういう説明をしてから、やつた方がいいと思います。

議長（立藏会長）

申し訳ありません。

説明不足ということで、今後、そういう形で賃料などの記載を検討させていただきます。

その他、ご質問ご発言ございませんか。

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

本件の番号1について、西浦委員が農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

そこで、議事の流れですが、本件については西浦委員が退室し、審議を行いたいと考えております。

このような進め方で、よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

それでは、そのように進めさせていただきます。

西浦委員は、ご退室願います。

（西浦委員 退室）

議長（立藏会長）

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の30ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった所有権移転1件の農用地利用集積計画の決定について、審議を求めるものでございます。

31ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、1万1千802平方メートル、権利の種類は所有権、生前贈与、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。

利用目的は畑、所有権の移転時期、引渡しの時期は、令和6年1月31日、申し出理由は、譲渡人が生前贈与、譲受人が経営の拡大となっております。

なお、このページの下段が箇所図、32ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番、川村委員からご報告願います。

1番（川村委員）

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の所有権移転に対する判断基準の要件について、申請書に基づき、譲受人の経営状況や農地の効率的な利用、周辺の農地への影響などについて、事務局から説明を受け、調査委員3人が資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、計画内容が適正であるかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

西浦委員は、入室願います。

（西浦委員 入室）

議長（立藏会長）

次に、日程第5、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の33ページをお開き願います。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を、ご説明申し上げます。

本件は、農地法第5条の規定により、農地転用許可申請書の提出が2件あったことから、審議を求めるものでございます。

34ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、231.39平方メートル、農地区分は第2種農地でございます。

権利の内容は、使用貸借権、計画内容は、共同住宅、学生アパートの建設となっておりまして、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、転用者は、公立はこだて未来大学の学生用アパートの経営を営んでおり、斡旋業者からの建設要望を受け、新たなアパートの建設を計画しているのですが、同大学までの通学距離などの立地条件および敷地面積などを検討した結果、当該申請地以外の土地を確保できなかつたことから、当該申請地を転用するものでございます。

なお、35ページが箇所図、36ページが調査書となってございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、2筆合計、269平方メートル、農地区分は第3種農地でございます。

権利の内容は、所有権、計画内容は、住宅の建設となっており、所有者および転用者は、記載のとおりでございます。

転用理由についてですが、住宅の建設のためとなってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、1番、川村委員からご報告願います。

1番（川村委員）

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」、番号1および番号2にかかる予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について、事務局から説明を受けました。

申請内容は、共同住宅、学生アパートの建設によるものですが、当該農地は、公立はこだて未来大学の北東約400mに位置し、周りを道路と宅地に囲まれた1ヘクタール未満の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断し、ほかに代替地も認められず、立地基準および転用面積等の一般基準について、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

番号2について、申請書に基づき、周辺の農地の状況や現地を確認し、申請内容について、事務局から説明を受けました。

申請内容は、住宅の建設によるものですが、当該農地は、水道および下水道が埋設された道路に面し、桔梗駅の北西約300mに位置する市街化の傾向が著しい区域、50戸連たん地域にある農地であることから第3種農地と判断し、一般基準について、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、申請内容について、特に問題となる点は無いものと判断しました。

以上、議案第4号、番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、各件について、許可することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を採択いたします。

お諮りいたします。

各件については、許可相当と認めるとの意見を付し、申請書のとおり北海道へ報告することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、許可相当として報告することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の39ページをお開き願います。

議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を、ご説明申し上げます。

本件は、「農地法の運用について」の制定について、別添「農地法の運用について」第4の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて、審議を求めるものでございます。

40ページをお開き願います。

農地・非農地の判断対象地一覧表についてでございますが、表の左から、番号、土地の所在、地目、面積、所有者氏名となっておりまして、その次の列からが現地調査年月日、荒廃農地確認日および農地・非農地の判断結果となっております。

農地の利用状況調査につきましては、農地法第30条および「農地法の運用について」の別添第3の規定に基づき、毎年、8月から実施するものであります。今年度においても、3回に分けて実施したところでございます。

第1回目は、8月中旬から9月上旬にかけて、事務局で遊休農地の確認を行っております。

資料の⑤「現地調査年月日」につきましては、第2回目の調査年月日となっておりまして、9月13日から15日の3日間で、推進委員の担当地区ごとに、農業委員と推進委員、事務局職員が現地を確認し、1号遊休農地、2号遊休農地、再生困難な農地、耕作再開農地のいずれかに該当するのか、協議を行っております。

資料の⑥「荒廃農地確認日」につきましては、第3回目の調査年月日となっておりまして、10月11日から13日の3日間で、第2回目の調査と同様に推進委員の担当地区ごとに、農業委員と推進委員、事務局職員が会長室で図面と写真により現況を再確認し協議を行ったうえで、1号遊休農地、2号遊休農地、再生困難な農地、耕作再開農地のいずれかに該当するのか、最終判断をしていただいたところであります。

なお、この一覧は第3回目の調査により、再生困難な農地、いわゆる非農地になるか否かの判断対象となる土地となっておりまして、農地利用状況調査の終了後には、事務局から各農地所有者に対しまして、非農地に判断されている旨の事前通知を送付しておりますが、これに対して、異議の申し出はありませんでした。

資料の⑦「農地・非農地の判断結果」につきましては、空欄になっておりますが、今回、各土地について、ご審議いただきたいと存じます。

件数は、8件、実面積で、3万5千667平方メートルとなっております。

なお、この後、ご審議をいただき、非農地として議決された場合、各土地所有者に対しまして、非農地通知書を送付することになります。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの説明のとおり、この一覧表は、本年実施した農地利用状況調査に基づく結果でございます。

これより、各件について、農地に該当するか否か、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第5号「荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を採決いたします。

お諮りいたします。

各件については、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地と決定することに、ご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（立藏会長）

異議なしと認め、各件は、非農地と決定いたしました。

次に、日程第7、議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の41ページをお開き願います。

議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を、ご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う新たな委員の委嘱につきましては、改選後第1回総会において7名、また、改選後第4回の総会において1名、計8名の委嘱を決定したところであります。

このたび、12月3日、東部地区担当、西谷幸博推進委員のご逝去に伴い、本規程第4条の別表に規定する東部地区4名の定数に対して、1名が欠員となったところであります。

このため、推進委員1名の募集にあたって、本規程第3条第2項に規定された「農業委員会が定めた日」、すなわち候補者の募集等を開始する日について、審議を求めるものでございます。

42ページをお開き願います。

こちらが、農業委員会が定めた日の案でございます。

この案については、本総会において審議・原案可決後、来年3月の令和6年第3回総会において、新たに推進委員1名の委嘱を決定するため、候補者の募集等を開始する日を令和6年2月1日とするものでございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第6号「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第2項の規定による農業委員会が定めた日について」を、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第8、議案第7号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領」について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の43ページをお開き願います。

議案第7号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、「函館市農地利用最適化推進委員の委嘱の手続に関する規程第3条第1項」の規定に基づく、候補者の募集等に係る当該要領の制定について、審議を求めるものでございます。

44ページをお開き願います。

このページから54ページまでが要領の案となっております。

この案につきましては、令和5年7月の改選後第2回総会において決定しました募集要領から、大きな変更は行っておりません。

45ページをお開き願います。

西谷幸博推進委員のご逝去に伴い、東部地区に欠員が生じておりますので、5の「募集する担当区域および人数」について、応募する方の居住地区は問いませんが、東部地区の1名を募集することにしております。

47ページをお開き願います。

受付期間についてですが、議案第6号で決定しました農業委員会が定めた日の令和6年2月1日、木曜日から令和6年2月28日、水曜日までの28日間となっております。

48ページをお開き願います。

10の「農地利用最適化推進委員の推薦および決定」についてですが、3月下旬に候補者選考委員会による被推薦者および応募者の書類審査、個別面接を実施したうえで、令和6年第3回総会において、新たに農地利用最適化推進委員1名を決定する予定となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

それでは、各委員から、何かご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第7号「函館市農地利用最適化推進委員候補者募集要領について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第9、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の55ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が3件あったことから、函館市農業委員会規程第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

56ページをお開き願います。

このページの番号 1 から 5 8 ページの番号 3 まで、市街化区域 2 件、市街化調整区域 1 件、計 3 件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、番号 1 および番号 2 については、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認、番号 3 については、採草放牧地と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第 10、報告第 2 号「農地法第 4 条の規定による届出の受理に係る報告について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の 5 9 ページをお開き願います。

報告第 2 号「農地法第 4 条の規定による届出の受理に係る報告について」を、ご説明申し上げます。

本件につきましては、農地法第 4 条の規定による届出が 1 件あったことから、函館市農業委員会事務局規程第 6 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、届け出を受理したので、報告するものでございます。

60 ページをお開き願います。

番号 1 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、5 千 9 6 6 平方メートルでございます。

転用目的は、賃貸駐車場造成のため、転用の時期は、着手が令和 5 年 1 月 13 日、完了が令和 5 年 1 月 31 日、届出者は記載のとおりで、受理年月日は令和 5 年 1 月 8 日となってございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話をございます。

1点目ですが、12月1日、金曜日に実施しました農地パトロール調査の結果について、推進委員から報告がありましたので、事務局に内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

それでは、農地パトロール調査の結果報告の内容について、ご説明申し上げます。

本調査は、旧亀田地区を対象に、金澤推進委員、佐々木推進委員、保志場推進委員の3名と事務局職員により実施しており、調査結果については、把握できる調査範囲内で確認した結果、無断転用などの事例は見受けられなかったとの報告内容でございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立藏会長）

続いて、2点目ですが、次回の総会は、令和6年1月25日、木曜日、午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、1月5日、金曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、1月18日、木曜日、午後1時からとなります。

それでは、1月の現地調査委員を指名いたします。

3番、佐藤委員、4番、大槻委員、9番、西浦委員、以上、3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

( 「なし」の声あり )

議長（立藏会長）

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

15:00

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 立藏義春

署名委員 大槻寅男

署名委員 近江政夫